北海道告示第 11078 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和４年 12 月９日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和４年８月９日

北海道知事　　鈴木　直道

１　届出事項の概要

（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

ホダカ江別店

江別市野幌松並町 26 番地

（２）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM 株式会社　　代表取締役　石黒　靖規

東京都品川区南大井６丁目 22 番７号

（３）変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（ア）駐車場の位置

（変更前）届出書添付図面「施設配置図（変更前）図－３（１）」に表示

（変更後）届出書添付図面「施設配置図（変更後）図－３（２）」に表示

（イ）駐輪場の位置

（変更前）届出書添付図面「施設配置図（変更前）図－３（１）」に表示

（変更後）届出書添付図面「施設配置図（変更後）図－３（２）」に表示

イ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口数及び位置

（変更前）数：　４箇所

位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）図－３（１）」に表示

（変更後）数：　２箇所

位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）図－３（２）」に表示

（４）変更する年月日

令和４年８月 15 日

（５）変更する理由

店舗隔地駐車場を地権者に返還するため

２　届出年月日

令和４年８月３日

３　届出書等の縦覧

（１）縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

（２）縦覧期間

令和４年８月９日（火）から令和４年12月９日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（３）縦覧時間

午前８時45分から午後５時15分まで

（４）その他

縦覧については、江別市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は江別市へ問い合わせること。